再発防止に向けた取組状況

1. 要 旨

広島高速道路公社(以下「公社」という。)は、「高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会」から受領した調査報告書を踏まえ、令和元年11月に再発防止の具体的な取組みについて公表した。策定した再発防止策に対する、現時点における公社の取組状況を取り纏めた。

項 目*1			
(1)入札契約方式の選択			
本件工事** ² のような事案については、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(平成 27 年 6 月)」による技術提案・交渉方式を選択する。	済	左記の取組について規程を整備	
公社で適用実績がない入札契約方式を実施する場合については周知徹底を図るため、関係部署に対して、整備された運用ガイドラインを基に解釈や運用の研修を開催する。		・1 月中に社内で再発防止の実施内容について説明予定 ・年度当初には全職員に対して同様の研修を実施予定	
(2)契約額の上限を事後公表とすることの検討			
技術提案・交渉方式を採用する場合には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(平成27年6月)」に基づき、参考額を明示する。	済	左記の取組について規程を整備	
(3)入札契約手続きの改善			
技術提案・交渉方式を採用する場合には、業者との協議の内容について、相手方と十分に確認するとともに、記録を作成する規程を整備する。	済	左記の取組について規程を整備	
協議や質問書に対する回答を行う場合には、担当部署とは異なる職員による手続きのクロスチェックを行う規程を整備する。	済	左記の取組について規程を整備	
2. 公社全体の技術力の向上			
(1)『適切な契約額の上限の設定』・『適正な予定価格の積算』			
高度・特殊な工事においては、公社の施工実績を踏まえ、必要に応じてコンサルタント等を活用するほか、施工実績のある 他機関や学識経験者の意見聴取により、同種工事の最新情報を収集し、工事費積算について公社職員の知識・経験レベルの向 上を図り適正な価格を設定する。	済	左記の取組について規程を整備	
(2)発注者としての標準案の策定			
工事費積算について職員の知識・経験レベル向上にコンサルタント等を活用するほか、高度・特殊で実施設計を行わない建設工事の入札契約においても、業者が提出する見積書の妥当性について検討できる資料を作成するために、予備設計に基づく標準案を策定する。	済	左記の取組について規程を整備	
3. 外部による透明性と公正性の確保			
(1)事業全体の管理			
事業の完成目標を踏まえ、適切な事業執行を図るため、事業スケジュールや進捗の情報を共有する連絡調整のための会議を県、市と連携して開催する。		・県・市・公社で構成する「調整会議」を設置する予定	
(2)入札及び契約の監視体制の強化			
学識経験者等の第三者で組織される入札監視委員会を設置し、競争参加資格の設定・確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告しながら、その内容の審査及び意見の具申等を求め、その結果を閲覧等により公表する。		・1 月中に規程を整備し、その後、入札監視委員会の委員選定を進める 予定	
(3)入札契約方式の適切な選択			
本件工事 ^{※2} のような技術提案を求める建設工事の発注にあたり、公社に設置する競争入札等執行委員会で審査する場合において、あらかじめ県及び市から入札契約方式の選択や入札契約手続きに関し意見を聴取する。	済	左記の取組について規程を整備	
(4)総合評価落札方式における学識経験者の意見聴取			
総合評価落札方式を行う際、落札者を決定する評価基準を定める場合や落札者を決定しようとする場合に、学識経験者の意見を聴取する。	済	左記の取組について規程を整備	
		ı	

- ※1 項目:令和元年11月に公表した再発防止の具体的な取組みをわかりやすく適宜追記
- ※2 本件工事:高速5号線シールドトンネル工事

2. 今後の対応

再発防止の具体的な取組の推進やその進行管理等を目的とした「公社改革推進チーム」を令和2年1月24日に設置した。今後、外部のチェックを受けながら、適正に改革が推進されるよう、外部有識者のチームへの参画 について調整する。あわせて、再発防止に向けた取組について、広島県・広島市・公社で協議する「公社改革推進会議」を設置する。